

議事日程 令和7年3月12日 午前9時開会

日程第1 会議録署名委員の指名について

日程第2 付託議案の審査について

- 議案第 2号 令和6年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第7号）について（所管部分）
- 議案第 6号 令和6年度三重県桑名郡木曾岬町下水道事業会計補正予算（第3号）について
- 議案第 7号 令和6年度三重県桑名郡木曾岬町水道事業会計補正予算（第2号）について
- 議案第 8号 木曾岬町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 9号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第10号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 議案第13号 デジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 議案第14号 木曾岬町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第17号 木曾岬町公共下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第18号 木曾岬町農業集落排水処理施設の管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第19号 木曾岬町水道事業の水道の布設工事監督者を配置する対象工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第20号 令和7年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計予算について
- 議案第24号 令和7年度三重県桑名郡木曾岬町土地取得特別会計予算について
- 議案第25号 令和7年度三重県桑名郡木曾岬町下水道事業会計予算について
- 議案第26号 令和7年度三重県桑名郡木曾岬町水道事業会計予算について
- 議案第27号 木曾岬町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席委員（５名）

委員長	鎌田 鷹介	副委員長	伊藤 守
	古村 護		服部 英二夫
	三輪 一雅		

欠席委員（１名）

後藤 紀子

委員外出席議員（１名）

副議長 伊藤 好博

議場出席説明者

町長	加藤 隆	副町長	森 清秀
会計管理者	藤井 光利	総務政策課長	小島 裕紹
住民課長	伊藤 正典	建設課長	伊藤 雅人
産業課長	中山 重徳	税務課長	神野美紀恵
危機管理課長	坂倉 丈夫	総務政策課長補佐	中里 満博
総務政策課長補佐	武田みゆき	建設課長補佐	服部 寿之
税務課長補佐	中里 真由美	危機管理課長補佐	伊藤 規生

事務局出席職員

書記 事務局長 多賀 達人 議会事務局 鈴木 琴音

=====

午前 9時 0分開会

○委員長（鎌田鷹介議員） おはようございます。

本日は、総務建設常任委員会を招集させていただきましたところ、委員の皆様には、何かとご多用の中、ご出席を賜りありがとうございます。また、加藤町長をはじめ執行部の皆様にもご出席いただき、ありがとうございます。

後藤紀子委員は、所用により欠席との連絡を受けておりますのでご報告させていただきます。

本日の総務建設常任委員会は、令和7年第1回定例会で付託されました16議案を審査する重要な委員会でございます。議案審査には慎重審査いただきますとともに、委員会運営に当たりまして、皆様のご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

本日の委員会の出席委員数は5名です。よって、委員会条例第14条の規定により、定足数に達しておりますので、総務建設常任委員会を開会いたします。

次に、本日の書記の指名を行います。

委員会条例第27条の規定により書記には多賀議会事務局長を指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（鎌田鷹介議員） 異議なしと認めます。よって、書記には多賀議会事務局長を指名します。

それでは、これより議事に入ります。

本日の議事日程は、お手元のタブレットご覧のとおりでございます。

日程第1 会議録署名委員の指名について

○委員長（鎌田鷹介議員） 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

本日の会議録署名委員は、服部英二夫委員、三輪一雅委員のご兩名を指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（鎌田鷹介議員） 異議なしと認めます。よって、服部英二夫委員、三輪一雅委員のご兩名の方、よろしくお願いいたします。

それでは、本日の議案審査に入ります。

はじめに、加藤町長より議事日程の説明を求めます。

○町長（加藤 隆町長） 改めて、皆さん、おはようございます。

厳しい寒さが続いて、各地は大雪に見舞われておりましたけれども、さすがに、3月に入って日ごとに日差しが和らぎ、今日も穏やかな朝を迎えております。そういった中で、本日は木曾岬町議会、総務建設常任委員会を招集・開会をいただきましたところ、委員の皆さま方、後藤議員はご欠席ですが、他の委員さんにおかれましては、そしてまた副議長さんにもご出席をいただいております。早朝からご出席、誠にありがとうございます。

今期定例会を去る3月の5日に木曾岬町議会の令和7年の第1回木曾岬町議会を招集・開会をいただいて、初日に執行部から26議案と諮問案件1件、合わせて27件を提出させていただき、初日に、諮問案件につきましては、ご承認をいただきました。他の26議案につきましては、総務建設常任委員会、本日の常任委員会と、一昨日、10日の日には教育民生常任委員会、それぞれ付託をいただきまして、すでに教育民生常任委員会では、付託をいただきました全議案、承認をいただいたところでございます。

本日、総務建設常任委員会におきましては、16議案の付託をいただきました。

本日審議をいただく議案につきましては、議事日程にございますように、議案第2号につきましては、令和6年度の町一般会計補正予算、第6号につきましては、同じく下水道事業会計、第7号につきましては、同じく水道事業会計、それぞれの令和6年度の補正予算案件3件でございます。

議案第8号につきましては、職員の給与に関する条例、第9号につきましては、職員の勤務時間休暇等に関する条例、第10号につきましては、改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例、第13号につきましては、デジタル化社会形成基本法等の改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例、第14号につきましては、非常勤消

防団員に係る退職報償金の支給に関する条例、第17号につきましては、公共下水道事業条例、第18号につきましては、農業集落排水処理施設の管理に関する条例、第19号につきましては、水道の布設工事監督者を配置する対象工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格基準に関する条例、第27号につきましては、木曾岬町の消防団員等公務災害補償条例のそれぞれの条例改正案が、合わせて9議案9件でございます。

議案第20号につきましては、令和7年度木曾岬町一般会計予算、議案第24号につきましては、同じく土地取得特別会計、第25号につきましては、同じく下水道事業会計、第26号につきましては、同じく水道事業会計、それぞれの令和7年度の会計予算案件が4件でございます。

本日の委員会では、合わせて16議案をご審議をいただくところでございます。後程それぞれの担当課の方から、詳細に説明をさせていただきますので、十分に慎重審議を尽くしていただきますようお願いを申し上げ、議事日程の説明とご挨拶に代えさせていただきます。よろしく願いいたします。ご苦労様です。

○委員長（鎌田鷹介議員） ありがとうございます。

加藤町長の議事日程の説明が終わりました。

それでは、お手元タブレットの日程に従い、会議を進めさせていただきます。

日程第2 付託議案の審査について

○委員長（鎌田鷹介議員） 日程第2、付託議案の審査についてを議題とします。

本委員会に付託されました議案は、議案第2号、令和6年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第7号）についての所管部分、議案第6号、令和6年度三重県桑名郡木曾岬町下水道事業会計補正予算（第3号）について、議案第7号、令和6年度三重県桑名郡木曾岬町水道事業会計補正予算（第2号）について、議案第8号、木曾岬町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第9号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第10号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、議案第13号、デジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、議案第14号、木曾岬町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第17号、木曾岬町公共下水道条例の一部を改正する条例の制定について、議案第18号、木曾岬町農業集落排水処理施設の管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第19号、木曾岬町水道事業の水道の布設工事監督者を配置する対象工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第20号、令和7年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計予算についての所管部分、議案第24号、令和7年度三重県桑名郡木曾岬町土地取得特別会計予算について、議案第25号、令和7年度三重県桑名郡木曾岬町下水道事業会計予算について、議案第26号、令和7年度三重県桑名郡木曾

岬町水道事業会計予算について、議案第27号、木曾岬町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についての16議案であります。

ここでお諮りいたします。

付託議案の審査方法につきましては、先に1件ごとに全議案を審査することとし、その後、討論、採決についても1件ごとに行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（鎌田鷹介議員） 異議なしと認め、そのように進めさせていただきます。

それでは、付託議案の審査に入ります。

はじめに、議案第2号、令和6年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第7号）についての所管部分を議題といたします。

事務局に説明を求めます。

○総務政策課長（小島裕紹課長） それでは、議案第2号、令和6年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第7号）について、ご説明を申し上げます。

議案第2号、令和6年度三重県桑名郡木曾岬町の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによるというものでございます。

第1条第1項では、既決予算額から歳入歳出それぞれ3億600万円を減額いたしまして、予算の総額を35億4,600万円とし、第2項では、補正の款項の区分及び区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出の予算の金額を第1表、歳入歳出予算補正に定めることを規定しているものでございます。

なお、繰越明許費につきましては、第2表、繰越明許費補正で五つの事業について金額をお示しし、債務負担行為につきましては、第3表の債務負担行為補正で一つの事項について、期間及び限度額をお示ししております。

また、地方債につきましては、第4表の地方債補正で五つの起債の目的につきまして、それぞれの補正後の限度額をお示ししておりますので、ご確認をお願いいたします。

それでは、次に、令和7年度3月補正予算の予算事業概要書にて説明をさせていただきます。

今回補正をお願いしようとする会計は、一般会計と国民健康保険特別会計をはじめとする三つの特別会計及び二つの事業会計の計6会計で、その補正の額は、一般会計で3億600万円を減額、三つの特別会計で5,461万4,000円、下水道事業会計で7,452万4,000円をそれぞれ増額するとともに、水道事業会計で547万3,000円を減額いたしまして、全体での補正後の予算額を61億1,319万2,000円とするものでございます。

今ご覧いただいている資料には、一般会計と三つの特別会計及び二つの事業会計それぞれの補正予算の要点を記載させていただいております。

まずはじめに、歳入の要点についてでございます。

このたびの補正では、11の款におきまして、それぞれ所要の補正を行っております。はじめに、町税では、収入見込みによりまして、法人税割及び市町村たばこ税で増額を行っております。

続く、法人事業税交付金では、決算見込みにより増額を行い、地方交付税では、交付決定に伴い増額を行っております。

続く、分担金及び負担金では、決算見込みによりまして、保育料やこども園副食費などで減額を行い、使用料及び手数料では、決算見込みによりまして、自主運行バス使用料などで減額を行っております。

続く、国庫支出金及び県支出金では、対象事業に対する交付額の決定がなされたことから、それぞれの科目で減額を行い、寄附金では、決算見込みによりまして、ふるさと応援寄附金や一般寄附金で増額を行っております。

続く、繰入金では財政調整基金などからの繰入金で減額を行い、諸収入では、雑収入で増額。また、町債では、対象事業の事業費精査によりまして、増額を行っております。

以上が、歳入の主な内容となります。

次に、歳出の要点についてでございますが、このたびの補正予算では、科目全体にわたって人件費及び各種事業の精査を行っているほか、11の款におきまして、それぞれ所要の補正を行っております。

本資料ではその概要につきまして記載をさせていただいております。後程、人件費以外の科目につきましてその詳細を担当課ごと、事業ごとに説明をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

また、本資料では、特別会計及び企業会計の補正予算内容につきましても記載をさせていただいておりますので、ご確認をお願いいたします。

それでは、一般会計の補正予算につきまして、歳出予算書、事業説明を用いまして、総務政策課より順に説明をさせていただきます。

事業名、ふるさと木曾岬応援事業費、補正予算額は2,000万円でございます。寄附金額の決算見込みによりまして、ポータルサイトにかかる業務委託料、また基金積立金で、それぞれ増額をするものでございます。

続きまして、庁舎等施設維持管理費経費、補正予算額は162万6,000円の減額でございます。エレベーターの保守点検業務及び空調点検や清掃業務などの庁舎管理委託業務の完了に伴いまして、減額を行うものでございます。

続きまして、事業名、地域まちづくり推進事業費、補正予算額は100万円の減額でございます。各地区の活動実績に伴いまして減額をするものでございます。令和6年度におきましては、36自治会のうち、33の自治会から交付申請を受けているような状況でございます。

続きまして、事業名は木曾岬干拓事業推進費、補正予算額は647万8,000円の減額でございます。干拓地の企業立地奨励金の額の確定に伴いまして、減額を行うものでございます。

続きまして、事業名は区長会関係経費、補正予算額は43万5,000円の減額でございます。行政調査員報償費の精算及び区長会研修の未実施に伴いまして、これらの関係経費を減額するものでございます。

続きまして、事業名は都市計画総務費、補正予算額は142万5,000円の減額でございます。都市計画審議会の開催回数の精査及び都市計画基礎調査業務の委託業務の完了に伴いまして、減額をするものでございます。

以上、総務政策課所管分でございます。

○住民課長（伊藤正典課長） 続きまして、住民課所管分の説明をさせていただきます。

事業名、戸籍住民基本台帳費、補正予算額395万4,000円の減額でございます。住基ネットワークシステム委託料は北勢広域の8市町で共同運用する機器について、システム標準化移行に対応するため、単独運用とする費用でこの運用開始が本年1月となったことなどにより減額をさせていただくものでございます。財源内訳の補正は、設計システムの標準仕様に対する国庫補助金として1,029万6,000円を追加するほか、予定したふるさと応援寄附金の繰入金を減額するものでございます。

続きまして、事業名、個人情報カード事業費、補正予算額44万4,000円の減額でございます。手数料はマイナンバーカードの再発行に係るもので、その他の事業は精査によるものでございます。

住民課所管分は以上でございます。

○産業課長（中山重徳課長） 続いて、産業課所管分について説明させていただきます。

事業名、多面的機能支払事業費、予算額は71万5,000円の減額でございます。負担金補助及び交付金の多面的機能支払事業交付金について、本年度交付金の確定に伴い、この事業に対する負担金を、歳入歳出ともに減額補正するものでございます。

事業名、地籍調査事業費、補正予算額は161万2,000円の減額でございます。委託料について、地籍調査事業に係る補助金である地籍調査費負担金が、国費ベースで減額となったことに伴い、国の三重県への割り当ても減額となったことから、この事業に対する予算を、歳入歳出ともに減額補正するものでございます。

事業名、湛水防除費、補正予算額は1,236万円の増額でございます。負担金補助及び交付金について、県営湛水防除事業に係る補正分の内示がございましたので、この事業費に対する負担金を増額するものでございます。

事業名、地域用水機能増進事業費、補正予算額は237万3,000円の減額でございます。需用費につきまして電気代や修繕料に要する経費を、また、委託料につきましては、幹線排水路やポケットパークの維持管理に要する経費を精査し、減額補正するもので

ございます。

事業名、用排水施設整備費、補正予算額は996万3,000円の増額でございます。負担金補助及び交付金につきまして、県営用排水施設整備事業に係る補正分の内示がございましたので、その事業費に対する負担額を増額するものでございます。

事業名、観光費、補正予算額は253万4,000円の減額でございます。使用料及び賃借料は、木祖村との交流事業であります木曽川源流夏祭りに係る車借上料などの精査により減額し、委託料は、町道鍋田川線の桜の管理に要する経費を精査し、減額補正するものでございます。

以上でございます。

○建設課長（伊藤雅人課長） 続きます、建設課所管分になります。

事業名、農業集落排水事業費1,450万円を減額するものでございます。下水道事業会計の農業集落排水事業に対する補填財源でございまして、事業費の精査により減額するものでございます。

事業名、土木総務費30万円を減額するものでございます。環境衛生改善機器等整備補助金の確定見込みにより減額するものでございます。

事業名、道路橋梁維持費336万7,000円を減額するものでございます。各事業の精査を行ったもので、各種の業務及び工事の精査に伴い減額するものでございます。

事業名、道路新設改良費2,200万円を増額するものでございます。国の補正予算の内示に伴い、道路改良工事費を増額するものでございます。

事業名、河川総務費40万円を減額するものでございます。同盟会と要望活動の精算により旅費の減額、また、国からの受託事業である木曽川堤防除草業務委託料の事業完了に伴い減額を行うものでございます。

事業名、公共下水道費1,150万円を減額、下水道事業会計の公共下水道事業に対する補填財源でございまして、事業費の精査により減額をするものでございます。

事業名、公園費229万円を減額するものでございます。各公園の電気料の精査、またグルービーパークの管理委託業務であります都市公園管理業務委託料について、完了見込みによる減額を行うものでございます。

事業名、住宅管理費702万8,000円を減額するものでございます。木造住宅耐震補強関係事業及び空き家対策総合支援事業の実績に補正を行うものでございます。木造住宅関連の補助金において、今年度は耐震診断7件の申請であったことから耐震業務委託料において増額、耐震補強関係事業及び空き家対策総合支援事業など、それぞれの補助金におきましては実績により減額を行うものでございます。

建設課所管分については以上でございます。

○会計管理者（藤井光利会計管理者） 引き続き、会計課所管分について説明させていただきます。

事業名、会計管理費については、補正予算額100万円を減額するものでございます。そのうち、振込手数料の科目において、公金の収納に係る各金融機関の窓口手数料などの実績の見込みに関し、減額補正をするものでございます。

会計課所管分の説明は以上でございます。

○危機管理課長（坂倉丈夫課長） 続きまして、危機管理課所管分についてご説明させていただきます。

事業名、高度情報処理対策費、補正予算額1億8,572万6,000円の減額でございます。自治体情報システム標準化対応に関するスケジュールを見直したことに伴い、事業実施期間を令和7年度末から1年延長するとともに、クラウド利用方針の変更に伴い、ガバメントクラウドではなくベンダークラウドを利用することとしたため、自治体情報システム標準化対応業務委託と、ガバメントクラウドの回線利用料の減額を行うものでございます。また、委託料の減額に伴い、歳入のふるさと応援寄附金基金繰入金を5,860万円、デジタル基盤改革支援補助金を8,529万7,000円減額するものでございます。

事業名、交通安全対策経費、補正予算額89万7,000円の減額でございます。早朝街頭指導などの実績見込みによる報償費の減額、県道木曾岬弥富停車場線の中和泉地区における区画線工事完了に伴う工事請負費の減額を行うものでございます。

事業名、消防団活動費、補正予算額126万3,000円の減額でございます。消防団員の出勤報酬と年額報酬の決算見込みによる報酬の減額、外部研修の参加実績に伴う旅費及び負担金の減額を行うものでございます。

事業名、災害対策経費、補正予算額100万円の減額でございます。防災情報無線機器設備部分更新業務委託と、防災行政無線屋外拡声子局蓄電池交換業務委託の事業費精査による委託料の減額を行うものでございます。

議案第2号、令和6年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第7号）の説明につきましては、以上でございます。

○委員長（鎌田鷹介議員） 事務当局の説明が終わりましたので、ご質疑のある方はご発言ください。

なお、質疑の回数は一議題につき、1人3回までとなっておりますので、ご承知おき願います。

それでは、ご発言される方は手を挙げられ、委員長の許可に基づき発言されますようよろしく願いいたします。

ご質疑よろしいでしょうか。

○委員（三輪一雅議員） 3ページです。ふるさと納税寄附金の関係で、今回補正が上がってまして、今回2,000万円が補正されてくるわけですけども、その中で、業務委託料と、基金積立金の割合を見ると、2,000万円に対して、6,000万円弱というこ

とで、基本的に3割程度の返礼品と、そこに、私の考え方が間違っているかもしれませんが、業務委託しているので業務委託料とそれから返礼品の額と合わせて30%程度だったですか、そこを確認したいです。別の部分で大体40%ぐらいのイメージが私の中にあっただので、その確認をしたいということが一つです。

94ページで、今回システム料自体が全体的にかなり減額になりました。この中にクラウド利用方針変更による減とありますが、かなりの減ということで、もっと詳細に、どういう意味合いで各々が安くなったのか、その2点お聞きしたいと思います。

○総務政策課長（小島裕紹課長） まず、ふるさとときそさき応援寄附金の関係でございますけれども、事務費の割合は基本的には50%ということが示されておりまして、先ほど委員仰っていただいた30%は、返礼品の金額決定のときの割合でございます。

今回の補正予算でございますけれども、まず、当初予算は8,000万円の寄附額を見込んでおりました。それに対しまして、実績に基づきまして、補正予算上は寄附額を9,500万円の寄附があると見込んでおります。

しかしながら、歳出の方は、9,500万円を超えてしまったときに、返礼品が送れない状況があったりとか、委託料が払えない状況があるといけませんので、歳出では1億円の寄附金に対応できるような予算金額設定をしております。そこでのずれが生じているということでございます。

ちなみに申し上げますと、2月28日現在で寄附額は9,974万4,000円になっていますので、概ね1億円になってるということでございます。

以上です。

○危機管理課長（坂倉丈夫課長） 高度情報処理対策費の減額の詳細についてですけれども、役務費と使用料に関しましては、ガバメントクラウドの回線利用料とガバメントクラウドの利用料、それぞれ計上させていただいておりましたが、今回、ベンダークラウドを活用するということに見直しを行いましたので、イニシャルの段階でガバメントクラウドに関する経費というのが、全部不要になったということで、皆減をさせていただいております。

あと委託料に関してですけれども、国におけるシステム開発の遅れが原因ということで、事業実施期間を1年延長させていただいたところで、今年度、システム構築というところまで予定はさせてもらっていたのですけれども、今年度に関しては、標準準拠システムに即した帳票の設定などの運用の設計部分を、各業務の所管されている課との調整、こういった経費部分だけで補正をさせていただいております。

来年度以降、システム構築、運用設計とかシステムのテストやデータ移行、こういったことを取り組んでいくこととしております。

危機管理課からは以上でございます。

○委員長（鎌田鷹介議員） よろしいでしょうか。

○委員（三輪一雅議員） 94ページのシステム関係の説明を受けたのですが、業務委託も来年度以降ということをおっしゃったのですけれど、基本的に来年度中には、これは完了すると考えたらよろしいのですか。

○危機管理課長（坂倉丈夫課長） 当初の予定が、7年度末ということを用意しておりましたが、1年延長させていただいたということで、今のところは8年度に移行が完了するという予定であります。ただ、これも全体的な国の動向もありますので、今後さらに延長する可能性というのはありますけれども、現時点では、8年度完成に向けて取り組みを進めているところでございます。

○委員長（鎌田鷹介議員） よろしいでしょうか。

○委員（三輪一雅議員） 結構です。

○委員長（鎌田鷹介議員） 他に、ご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（鎌田鷹介議員） ご質疑もないようですので、質疑を終わります。

次に、議案第6号、令和6年度三重県桑名郡木曾岬町下水道事業会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

事務局に説明を求めます。

○建設課長補佐（服部寿之課長補佐） 議案第6号、令和6年度三重県桑名郡木曾岬町下水道事業会計補正予算（第3号）についてでございます。

第1条、下水道事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによるものでございます。

第2条では、収益的収入及び支出の補正予算として、収入支出それぞれ2,306万4,000円減額し、事業収益を4億2,490万5,000円に、事業費用を4億2,690万5,000円とするものでございます。

第3条では、資本的収入及び支出の補填財源として、資本的収入を9,897万8,000円増額し2億1,659万6,000円に、資本的支出を9,758万8,000円増額し2億8,052万9,000円とするものでございます。

続きまして、予定キャッシュフロー計算書でございます。当該年度における現金の増減を業務活動、投資活動、財務活動に区分して表した計算書となります。現金の獲得や支払い能力、資金に関する財務情報を表しています。下から3行目では、資金の増減額を記載しており、令和6年度末に資金が203万4,000円増加し、最下段、資金期末残高が1億3,21万1,000円になることを示しております。

次に、詳細につきまして、歳出予算書、事業説明にてご説明させていただきます。

事業名、管渠費、276万6,000円を減額するものでございます。管路清掃業務、GISデータ整備業務において、完了見込み精査による減額を行うものです。

事業名、処理場費、1,683万3,000円を減額するものでございます。処理場の

管理業務や電気料、汚泥処理委託料において、完了見込み精査による減額を行うものです。

事業名、総係費 342 万円を減額するものでございます。料金改定支援業務、維持管理適正化計画策定業務において、完了見込み精査による減額を行うものです。

事業名、施設費 9,758 万 8,000 円を増額するものでございます。各種業務工事において、完了見込み精査による減額、また、国庫補助金の内示に伴い、東部地区クリーンセンターのストックマネジメントや耐震補強工事費などを増額するものです。

以上で、下水道事業会計補正予算（第 3 号）についての説明を終わります。

よろしくお願いたします。

○委員長（鎌田鷹介議員） 事務当局の説明が終わりましたので、ご質疑のある方はご発言ください。

よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（鎌田鷹介議員） ご質疑もないようですので、質疑を終わります。

次に、議案第 7 号、令和 6 年度三重県桑名郡木曾岬町水道事業会計補正予算（第 2 号）についてを議題といたします。

事務局に説明を求めます。

○建設課長補佐（服部寿之課長補佐） 議案第 7 号、令和 6 年度三重県桑名郡木曾岬町水道事業会計補正予算（第 2 号）についてでございます。

第 1 条、水道事業会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによるものでございます。

第 2 条では、収益的支出の補正予算として、事業費用 313 万 6,000 円を減額し、2 億 891 万 1,000 円とするものでございます。

第 3 条では、資本的収入及び支出の補正予算として、資本的収入では 209 万円を減額し、57 万 2,000 円とするものでございます。資本的支出では 233 万 7,000 円を減額し、1,934 万 2,000 円とするものでございます。

続きまして、予定キャッシュフロー計算書でございます。当該年度における現金の増減を業務活動、投資活動に区分して表した計算書となります。現金の獲得や支払い能力、資金に関する財務情報を表しています。下から 3 行目では、資金の増減額を記載しており、令和 6 年度末の資金が 1,411 万 6,000 円減少し、最下段、資金期末残高が 9 億 4,118 万 1,000 円になることを示しております。

次に、歳出予算書の事業説明をご説明させていただきます。

事業名、原水及び浄水費 103 万 6,000 円を減額するものでございます。水道施設の電気料金、各種業務及び工事の実績による減額、また直近までの実績から、県水の受水費を増額するものです。

事業名、消費税 210 万円を減額するものでございます。消費税の確定申告額の見込みにより減額するものです。

事業名、施設費 233 万 7,000 円を減額するものでございます。布設替工事の完了により減額を行うものです。

以上で、水道事業会計補正予算（第 2 号）についての説明を終わります。

よろしくお願いたします。

○委員長（鎌田鷹介議員） 事務当局の説明が終わりましたので、ご質疑のある方はご発言ください。

よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（鎌田鷹介議員） ご質疑もないようですので、質疑を終わります。

次に、議案第 8 号、木曾岬町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

事務局に説明を求めます。

○総務政策課長（小島裕紹課長） それでは、議案第 8 号、木曾岬町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げます。

木曾岬町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとするというものでございます。

下段、提案理由でございます。

令和 6 年の人事院勧告に基づき、一般職の職員の給与に関する法律の改正がされたため、関係条例の規定の整備を行うものである。これに基づく木曾岬町職員の給与に関する条例等の一部を改正するについては、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由であるというものでございます。

このたびの改正は、人事院勧告で示されました、1、人材確保への対応、2、組織パフォーマンスの向上、3、ワークスタイルやライフスタイルの多様化への対応、この三つの課題に対応するため、給与制度の見直し、いわゆる給与制度のアップデートに関連する措置を講ずるために行うものでございます。

それでは、新旧対照表にて説明をさせていただきます。

はじめに、木曾岬町職員の給与に関する条例の一部改正についてでございます。第 8 条の扶養手当では、配偶者の働き方に中立な制度に向かう社会状況の変化や、子を有する職員に対する生計費の補填を充実させる、このことを目的に、配偶者の扶養手当を廃止とし、子一人当たりの扶養手当を現行の 1 万円から 1 万 3,000 円に引き上げを行うものでございます。

次に、最下段でございます。第 9 条の 2 地域手当、こちらにつきましては、支給地域の

単位が、これまでの市町村単位から県単位へと広域をされました。いわゆる地域手当の大きくくり化が行われたことによりまして、三重県における支給割合が4%と規定されたことから、当町の地域手当につきましても、現行の3%から4%へと改正をするものでございます。

次に、第10条、通勤手当では、支給限度額が15万円に引き上げられたことから、当町の通勤手当につきましても、これまでの支給限度額5万5,000円から15万円に引き上げを行うものでございます。

続く、第10条の2、単身赴任手当では、これまで、学校の先生や国家公務員、他の地方公務員であったものが、引き続き町の職員となった場合にのみ支給できるとしていたものを、国と同様に、新規採用時から支給をできるようにするというものでございます。

次に、第16条の3、管理職員特別勤務手当でございます。こちらでは、管理職員に対しまして、特別勤務手当が支給できる勤務時間対応をこれまで平日の午前0時から午前5時までとしていたものを、午後10時から翌日の午前5時までに対象時間を拡大するとともに、一定の勤務につきましては、手当額を5割増しにするというものでございます。

次に、第18条の2、特定の職員についての適用除外では、定年前再任用短時間勤務職員に対しまして、現在支給がされていない手当のうち、住居手当を支給できるようにしようとするものでございます。

次に、最下段、別表第1（第3条関係）の行政職給料表につきましては、人事院勧告に従った改正を行うもので、係長級以上の給料月額の最低水準の引き上げを行おうとするものでございます。

次に、木曾岬町任期付職員の採用等に関する条例の一部改正についてでございます。第4条の特定任期付職員の給与の特例では、特定任期付職員の期末手当の率を100分の95、勤勉手当の率を100分の87.5をそれぞれ支給できるようにするための改正でございます。

次に、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例及び木曾岬町職員の育児休業等に関する条例、この二つの条例の改正では、木曾岬町職員の給与に関する条例の第9条の廃止に伴いまして、改正をするものでございます。

ページ条例本文に戻りまして、附則でございます。この条例は令和7年4月1日から施行するというものでございます。

なお、説明をさせていただきましたそれぞれの手当の改正につきましては、2年間で段階的に実施していくという方向性が示されているものもあることから、これらの経過措置につきましても、それぞれ附則で規定をさせていただいてるものでございます。ご確認、よろしく願いいたします。

以上、木曾岬町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についての説明でございます。よろしく願いいたします。

○委員長（鎌田鷹介議員） 事務局の説明が終わりましたので、ご質疑のある方はご発言ください。

ご質疑よろしいでしょうか。

○委員（古村護議員） 18ページになります。先ほど最後に説明してくれたように、扶養手当の関係第8条関係ですけれども配偶者に係る扶養手当はなしになる。それから、これに対する扶養手当は、引き上げを行うと。これは人事院の方の給与制度のアップデートについてもそれで説明されてますので、こういう内容でいいのかなということと、それから、11ページ、附則第4条関係で令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置、これが示されておりますけれど、これが先ほど言われた2か年にわたって引き上げていく、改正をしていくという内容でよろしいでしょうか。確認だけです。

○総務政策課長（小島裕紹課長） そのとおりでございます。

○委員長（鎌田鷹介議員） 古村委員、よろしいでしょうか。

○委員（古村護議員） 結構です。

○委員長（鎌田鷹介議員） 他に、よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（鎌田鷹介議員） ご質疑もないようですので、質疑を終わります。

次に、議案第9号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

事務局に説明を求めます。

○総務政策課長（小島裕紹課長） それでは、議案第9号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとするというものでございます。

下段、提案理由でございます。育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律及び人事院規則10-11の一部を改正する人事院規則が公布され、仕事と育児・介護を両立できる職場環境を整備するため、関係条例の一部を改正するものである。職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正するについては、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由であるというものでございます。

このたびの改正は、男女ともに仕事と育児介護を両立できるようにするため、この年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充や、介護を理由とした離職を防止するための仕事と介護の両立支援制度の強化、これらを行うための措置を講じようとするものでございます。

それでは新旧対照表にて説明をさせていただきます。

まず、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてでございます。第10条の3、育児または介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限についてでございますが、これまで3歳に満たない子を養育する職員は、請求をすれば残業の免除を受けることが可能ということになっておりましたが、これを小学校就学前の子を養育する職員まで請求することができることを拡充をするものでございます。

次のページは、配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等の規定を新たに整備をしようとするものでございます。

第19条の2では、介護に直面した旨の申し出をした職員に対しまして、個別の周知や意向確認等の措置を講じなければならないということを規定し、第2項では、40歳に達した職員に対しまして、両立支援制度等に関する情報提供しなければならないということを規定しているものでございます。

続く、第19条の3は仕事と介護の両立支援制度を利用しやすくするために、研修の実施や相談体制の整備など、勤務環境の整備に関する措置を講じなければならないということを規定しているものでございます。

次に、木曾岬町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてでございます。第20条、部分休業の承認につきましては、上位法令が改正されることに伴いまして、引用する条文の改正を行うものでございます。

ページ条例本文に戻りまして、附則でございます。この条例は、令和7年4月1日から施行するというものでございます。

以上、職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例の制定についての説明でございます。

よろしく申し上げます。

○委員長（鎌田鷹介議員） 事務局の説明が終わりましたので、ご質疑のある方はご発言ください。

ご質疑、よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（鎌田鷹介議員） ご質疑もないようですので、質疑を終わります。

次に、議案第10号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題とします。

事務局に説明を求めます。

○総務政策課長（小島裕紹課長） それでは、議案第10号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてでございます。

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例を次のとおり定めるものとするというものでございます。

下段、提案理由でございます。刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正す

る法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律が公布され、懲役及び禁錮を廃止し、拘禁刑が創設されること等に伴い、関係条例の規定の整備を行うものである。刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定については、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を経る必要がある。これがこの議案を提出する理由であるというものでございます。

このたびの条例改正は、刑法等の一部改正によりまして、懲役及び禁固が廃止されまして、新たに拘禁刑が創設されるという先ほどの提案理由のとおりでございまして、これに伴い、町の関係例規7条例について整備を行おうとするものでございます。

それでは、新旧対照表にて説明させていただきます。

木曾岬町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例と、木曾岬町表彰条例及び木曾岬町職員の給与に関する条例、以上三つの条例につきましては、現行条例中の禁固を拘禁刑に改めるものでございます。

続く、木曾岬町長寿者褒賞条例では、現行条例中の禁錮又は懲役の刑を、拘禁刑に改め、続く、木曾岬町行政不服審査会条例と、木曾岬町個人情報保護に関する法律施行条例及び木曾岬町情報公開・個人情報保護審査会条例、以上三つの条例につきましては、現行条例中の懲役を、拘禁刑に改めるものでございます。

ページ本文に戻りまして、附則でございます。この条例は刑法等の一部改正法の施行の日、令和7年の6月1日になるわけでございますが、この日から施行するというものでございます。

以上、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についての説明でございます。

よろしく申し上げます。

○委員長（鎌田鷹介議員） 事務局の説明が終わりましたので、ご質疑のある方はご発言ください。

よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（鎌田鷹介議員） ご質疑もないようですので、質疑を終わります。

次に、議案第13号、デジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題とします。

事務局に説明を求めます。

○危機管理課長（坂倉丈夫課長） 議案第13号、デジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、ご説明させていただきます。

議案書ですが、デジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のとおり定めるものとするというものでございます。

提案理由でございます。情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令が公布されたことに伴い、関係条例の規定について所要の改正を行うものであり、これに基づく本条例の制定については、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を経る必要があることから、この議案を提出するものでございます。

次に、改正の概略でございます。今回、令和6年12月6日に、法律の施行期日を定める政令が公布されたことにより、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の第2条第8項を追加する改正が令和7年4月1日から施行されることに伴い、当該法律の改正箇所を引用している四つの条例について、項ずれが生じたために、所要の改正を行うものでございます。

具体的な内容につきましては、新旧対照表にて説明させていただきます。

木曾岬町個人情報の保護に関する法律施行条例、第5条第3項中の第2条第8項を第2条第9項に改めるものでございます。

次に、木曾岬情報公開・個人情報保護審査会条例、第2条第3号中の第2条第9項を第2条第10項に改めるものでございます。

次に、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例、第2条の第4号から第8号まで、下線部のとおり、項ずれを改めるものでございます。

次に、木曾岬町税条例、第36条の2第10項、第63条の2第1号、第89条第2号、第139条の3第1号、第149条第1号中の第2条第15項を第2条第16項に改めるものでございます。

改正条文の附則でございますが、施行日につきましては、令和7年4月1日からの施行とするものでございます。

議案第13号の説明につきましては、以上でございます。

○委員長（鎌田鷹介議員） 事務局の説明が終わりましたので、ご質疑のある方はご発言ください。

ご質疑、よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（鎌田鷹介議員） ご質疑もないようですので、質疑を終わります。

次に、議案第14号、木曾岬町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

事務局に説明を求めます。

○危機管理課長（坂倉丈夫課長） 議案第14号、木曾岬町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明させていただきます。

す。

議案書ですが、木曾岬町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとするというものでございます。

提案理由でございます。消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令が令和7年4月1日から施行されることに伴い、本条例の退職報償金支給額について、所要の改正を行うものであり、本条例の一部を改正するには、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を経る必要があることから、この議案書を提出するものでございます。

次に、改正の概略でございます。

今回、非常勤消防団員の処遇改善を図るため、令和6年12月27日に消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令が公布され、消防基金が市町村に支払う退職報償金の勤務年数区分が追加されたことから、本条例の別表、退職報償金支給額表の改正を行うものでございます。

具体的な改正内容につきましては、新旧対照表にてご説明させていただきます。

別表、退職報償金支給額表の勤務年数区分に、新たに35年以上の区分を追加するものでございます。

施行日につきましては、令和7年4月1日からの施行とするものでございます。

議案第14号の説明につきましては、以上でございます。

○委員長（鎌田鷹介議員） 事務当局の説明が終わりましたので、ご質疑のある方はご発言ください。

ご質疑、よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（鎌田鷹介議員） ご質疑もないようですので、質疑を終わります。

次に、議案第17号、木曾岬町公共下水道条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

事務局に説明を求めます。

○建設課長（伊藤雅人課長） 議案第17号、木曾岬町公共下水道条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

議案書ですが、木曾岬町公共下水道条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとするというものでございます。

提案理由です。下水道事業の健全化を図るため、使用料の改定を行うことに伴い、木曾岬町公共下水道条例の一部を改正するについては、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を経る必要があることから、この議案を提出するというものでございます。

それでは、新旧対照表にて説明させていただきます。別表中、基本使用料900円を

1, 100円に、超過使用料を、それぞれ92円を112円に、110円を133円に、120円を146円に、150円を182円に、180円を219円に改めるものでございます。

施行日につきましては、令和7年4月1日からの施行とするものでございます。また、経過措置として、令和7年9月請求分から適用とするものでございます。

木曾岬町公共下水道条例の一部を改正する条例の制定についての説明は、以上でございます。

○委員長（鎌田鷹介議員） 事務当局の説明が終わりましたので、ご質疑のある方はご発言ください。

○委員（三輪一雅議員） 値上げをするということで、今後の周知方法、どういうふうにされていくか、それだけ教えてください。

○建設課長（伊藤雅人課長） 周知の方法ですけれども、まずはこの議案が可決されればというところですが、予定としては、4月の広報誌への掲載、また広報紙への折り込み、ホームページの掲載、また水道の検針の時に検針票を各それぞれのお宅のポストに入れているのですけれどもその時に、チラシをポストインしていくというところで4月、5月、6月、7月と数か月にわたって、切れ目のないように周知をしていきたいと考えています。以上です。

○委員長（鎌田鷹介議員） 他に、よろしいでしょうか。

○委員（三輪一雅議員） はい。結構です。

○委員長（鎌田鷹介議員） 他に、よろしいでしょうか。

○委員（服部英二夫議員） 確認ですが、1か月おきですよね。上下というのかどうか知らないが、1か月遅れてくるというのは、前回と同じ形式でよろしいですか。

町民の方に、何月からというとおかしくなってくるので、そのところも広報なりで、皆さんにお知らせしていただきたいと思います。

○建設課長（伊藤雅人課長） 服部委員がおっしゃられたとおり、2か月に1回の請求なので、A地区B地区でずれます。それも、前回と同様の料金の徴収方法とさせていただいています。また、それにつきましても、いつの請求月から新料金が適用されるかということもわかりやすい資料を作って、それも広報誌、チラシ等で配布したいと考えております。

以上です

○委員長（鎌田鷹介議員） 他に、よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（鎌田鷹介議員） ご質疑もないようですので、質疑を終わります。

次に、議案第18号、木曾岬町農業集落排水処理施設の管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

事務局に説明を求めます。

○建設課長（伊藤雅人課長） 議案第18号、木曾岬町農業集落排水処理施設の管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、でございます。

議案書ですが、木曾岬町農業集落排水処理施設の管理に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとするというものでございます。

提案理由でございます。下水道事業の健全化を図るため、使用料の改定を行うことに伴い、木曾岬町農業集落排水処理施設の管理に関する条例の一部を改正するについては、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を経る必要がある。このことから、この議案を提出するというものでございます。

それでは、新旧対照表にて説明をさせていただきます。別表第3中、基本使用料900円を1,100円に、超過使用料を、それぞれ92円を112円に、110円を133円に、120円を146円に、150円を182円に、180円を219円に改めるものでございます。

施行日につきましては、令和7年4月1日からの施行とするものでございます。また、経過措置として、令和7年9月請求分から適用するものでございます。

木曾岬町農業集落排水処理施設の管理に関する条例の一部を改正する条例の制定については、以上でございます。

○委員長（鎌田鷹介議員） 事務局の説明が終わりましたので、ご質疑のある方はご発言ください。

よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（鎌田鷹介議員） ご質疑もないようなので、質疑を終わります。

次に、議案第19号、木曾岬町水道事業の水道の布設工事監督者を配置する対象工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

事務局に説明を求めます。

○建設課長（伊藤雅人課長） 議案第19号、木曾岬町水道事業の水道の布設工事監督者を配置する対象工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について、説明をさせていただきます。

議案書ですが、木曾岬町水道事業の水道の布設工事監督者を配置する対象工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとするというものでございます。

下段、提案理由です。水道法施行令及び水道法施行規則の改正に伴い、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件等が改正されることから、木曾岬町水道事業の水道の布設工

事監督者を配置する対象工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正するについては、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を経る必要があることから、この議案書を提出するというものでございます。

それでは、新旧対照表にて説明をさせていただきます。

まず、布設工事監督者の資格としての第3条の第1号から第11号及び第2項、また、水道技術管理者の資格としての第4条第1号、第2号、第4号、第5号、第7号、第8号及び第2項において、給水人口が5万人以下の水道事業者、本町も該当いたしますけれども、においては一つの課で水源から給水まで担当することが多く、大規模な水道事業者よりも短いサイクルで、水道全般に関する経験を積むことができることから、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件における技術上の実務経験年数を半分に見直すものでございます。

また、全国的に水道事業に関わる職員数が減少していることに伴い、布設工事監督者や水道技術管理者の確保が困難となっていることから、学科要件における土木工学科以外の過程の追加や資格要件における国家資格の追加を行うものでございます。

附則でございますが、施行日につきましては令和7年4月1日から施行とするものでございます。

議案第19号、木曾岬町水道事業の水道の布設工事監督者を配置する対象工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定については以上でございます。

○委員長（鎌田鷹介議員） 事務当局の説明が終わりましたので、ご質疑のある方はご発言ください。

○委員（三輪一雅議員） 私が勉強不足で、あまりこの条例自体を把握してなかったのですが、現実問題、うちの状態としてはどういう運用を現状されていて、今回の改正に至っては、うちの実際のその業務体系の中ではどう活用されていくのかを教えて欲しいです。

○建設課長（伊藤雅人課長） そもそも、この条例で定めている布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事というのが規定されておまして、この布設工事というのが、まず一つ目が、1日の最大給水量、水源の種別、取得地点、または浄水方法の変更にかかる工事というのが一つの工事です。

もう一つが、沈殿地、ろ過地、浄水地、消毒設備または配水地の新設、増設、または大規模の改造に係る工事というこの二つの工事がこの布設工事監督者が監督業務を行うというところで、規定されている工事です。

しかしながら今、建設課で水道を担当してる職員については、この工事ではなくて、通常の水道管の布設替工事の監督を務めているわけでございますけれども、通常の水道管の布設替工事の監督は、この条例で規定している、布設工事監督者が監督業務を行う水道施設工事に

は当たらないというところで、現状の職員で問題はないというところでございます。

以上でございます

○委員長（鎌田鷹介議員） よろしいでしょうか。

○委員（三輪一雅議員） そうすると、これはこの法にのっとるような大規模工事っていうのは、木曾岬町では、基本的には考えられないと見たらいいのか、それともそういう工事が起こることもあるけれどもそういう時は別で立てるといふかそういう形をとるのか、どう考えたらよろしいですか。

○建設課長（伊藤雅人課長） 今のところ、その対象工事というのは、ここ何年かというところでは、ないと考えています。

しかしながら今後、耐震工事とかいろいろやっていくというところになると、今の条例で定めているものに該当するという工事になってくると、その辺は、今の水道の担当者を、それなりの年数、配置していただくというところで、そこは人事の方との調整になるか。もしくは、過去にその年数を経験してきた職員を充ててもらおうとかっていうところでの調整になるかと思えます。

以上です。

○委員長（鎌田鷹介議員） よろしいでしょうか。

○委員（三輪一雅議員） 結構です。

○委員長（鎌田鷹介議員） 他に、質疑はよろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（鎌田鷹介議員） ご質疑もないようなので、質疑を終わります。

ここで暫時休憩といたします。次の再開は、10時25分でございます。

午前10時 9分休憩

午前10時25分再開

○委員長（鎌田鷹介議員） 休憩を解き、委員会に戻します。

次に、議案第20号、令和7年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計予算についての所管部分を議題といたします。

事務局に説明を求めます。

○総務政策課長（小島裕紹課長） 議案第20号、令和7年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計予算について説明申し上げます。

令和7年度三重県桑名郡木曾岬町の一般会計予算については、次に定めるところによるというものでございます。

第1条第1項では、歳入歳出予算の総額を34億8,200万円と定め、続く、第2項では、予算の款項の区分と区分ごとの金額を第1表、歳入歳出予算に定めることを規定をしているものでございます。

なお、債務負担行為につきましては、第2表、債務負担行為で、7つの事項について、

それぞれの期間及び限度額をお示しし、調査につきましては、第3表、地方債で二つの起債の目的について、それぞれの限度額、起債の方法、利率、償還の方法についてお示しをしておりますので、ご確認をお願いいたします。

それでは次に、令和7年度当初予算のポイントの資料を使って説明をさせていただきます。

令和7年度の当初予算は、4月に町長・町議会議員選挙控えていることから、骨格予算として編成をしております。従いまして、政策的な経費は補正予算での対応ということになりますが、継続して行う事業や国・県との関連する事業等については、予算計上をさせていただいておりますので、それらを中心にご説明をさせていただきます。

令和7年度の一般会計当初予算は34億8,200万円で、前年度と比較をいたしまして、1億8,300万円の減額予算となっております。

また、特別会計と企業会計を含む全7会計での予算規模は、59億92万円となっております。

次のページでは、当初予算に計上されている主要事業のポイントについて記載をさせていただいておりますのでご確認をお願いいたします。

次に、歳入予算のポイントでございます。

歳入の根幹をなす町税が、12億9,068万円で、前年度比1億3,838万円の増額となっている一方で、ふるさと応援寄附金基金からの繰入金金が皆減となり、前年度と比較をいたしまして、1億2,272万円の減額となったことから、自主財源全体では、前年度と比較をいたしまして、2,513万円の増額となっております。

対する依存財源では、地方交付税で、前年度比1億9,900万円の減額、その他財源で4,137万円の減額となるなど、全体で前年度比較2億813万円の減額となっております。

次のページでは、町税と基金繰入金の状況をお示ししております。先ほどご説明をさせていただいたとおり、町民税個人、町民税法人、固定資産税、それぞれが増額となっております。

下段の基金繰入金では、減債基金が増額となる一方で、ふるさと応援寄附金基金からの繰入金を皆減としたことから、基金繰入金全体で前年度と比較をいたしまして、1億2,272万円の減額となっております。

次のページは、歳出予算を目的別に仕分けをした額で示しているもので、議会費から予備費までの11の款において、それぞれの予算額と前年度対比を記載させていただいております。

また、次のページでは、歳出を性質別に仕分けをした金額と、要点の説明をさせていただいておりますので、ご確認をお願いいたします。

以上が、令和7年度の一般会計当初予算のポイントの説明になります。

それでは、ここからは、歳出予算書、事業説明書を用いまして、総務政策課より順に説明をさせていただきます。

事業名、一般管理経費、本年度予算額は1,612万3,000円、このうち70万円を、三重県からの委譲事務交付金に財源を求めようとするものでございます。役場で使用する事務用消耗品や事務機器の保守などの事務的経費や交際費、町村会をはじめとする各種関係団体への負担金などを計上している予算で、主なものは、例規集追録業務委託料、例規執務の際に条文の比較や参考事例の調査などを行うためのサポートシステムの使用料、AI議事録作成システムの使用料、職員の出退勤管理システムの使用料などを計上しているものでございます。

続きまして、事業名はふるさとときそさき応援事業費、本年度予算額は8,029万6,000円、この内8,000万円を寄付金に、また29万6,000円を基金利子に財源を求めようとするものでございます。専門のサイトを通じて、町外在住者の方から寄せられた寄付額を、寄付者の意向に沿うように町の各種事業に充当するとともに、寄付者の方に対しまして、返礼品をお送りするための経費を計上しているものでございます。

飛びまして、事業名は庁舎等施設維持管理経費、本年度予算額は4,748万4,000円、このうち43万9,000円を行政財産目的外使用料や創生ホール使用料に財源を求めようとするものでございます。複合型庁舎及び福祉教育センターの維持管理に係る経費を計上している予算で、主なものは、電気代、上下水道料などの光熱水費、庁舎の保守委託料、空調点検や樹木剪定などの庁舎管理委託料などを計上しているものでございます。

飛びまして、事業名は、地域まちづくり推進事業費、本年度予算額は650万円でございます。地域コミュニティの強化や、地域活性化を目的に活動を行っている自治会に対しまして、その活動内容に応じた交付金を交付するための経費を計上しているものでございます。

続きまして、事業名は、まち・ひと・しごと創生事業費、本年度予算額は1,441万3,000円でございます。第3期人口ビジョン・総合戦略の策定に要する経費を計上しているほか、サンリオキャラクターとのコラボやSNS等を活用いたしましたシティプロモーションに要する経費などを計上しているものでございます。

続きまして、事業名は、木曾岬干拓事業推進費、本年度予算額は1億6,063万7,000円、このうち1,100万円を干拓排水機等運転管理業務受託事業収入に財源を求めようとするものでございます。通常の木曾岬干拓排水機等運転管理委託業務や要望活動に要する旅費を計上しているほか、木曾岬干拓地で操業開始となった2社に対する奨励金を計上しているものでございます。

飛びまして、事業名は三重県知事選挙費、本年度予算額は590万2,000円でございます。令和7年9月に執行を予定している三重県知事選挙の執行管理に要する経費につい

て計上しているものでございます。

続きまして、事業名は、町長・町議会議員選挙費、本年度予算額は1,554万4,000円でございます。令和7年4月20日に執行予定している町長・町議会議員選挙の執行管理に要する経費を計上しているものでございます。

続きまして、事業名は参議院議員通常選挙費、本年度予算額は757万3,000円でございます。令和7年7月に執行予定している参議院議員通常選挙の執行管理に要する経費について計上しているものでございます。

続きまして、地方債元金償還金、本年度予算額は2億9,211万8,000円でございます。地方債の償還に要する経費のうち、元金の支払いについて計上している予算で、事業説明欄記載の81件分を計上しているものでございます。

続きまして、事業名は地方債利子償還金、本年度予算額は987万3,000円でございます。地方債の償還に要する経費のうち、利子の支払いについて計上している予算で、事業説明欄記載の103件分を計上しているものでございます。

総務政策課所管分は、以上でございます。

○税務課長（神野美紀恵課長） 税務課所管部分について、歳入からご説明いたします。

資料は、令和7年度町税の概要になります。

最上段、個人町民税になります。令和7年度の当初予算額は2億8,800万円、前年度と比較し、4,300万円の増額、増減率は17.6%となっております。定額減税の影響がなくなるとともに、企業の賃上げの動きを背景とした給与所得の増が期待されるため、増収の見込みとなっております。

続いて、法人町民税になります。令和7年度当初予算額は7,576万円、前年度と比較し、1,380万円の増額、増減率は22.3%となっております。コロナ正常化に伴い、企業の業績が改善傾向にあることから、増収の見込みとなっております。

続いて、固定資産税になります。令和7年度当初予算額は8億6,382万4,000円、前年度と比較し、7,880万円の増額、増減率は10%となっております。干拓における新輪工業団地への企業進出により、増収の見込みとなっております。

続いて、軽自動車税になります。令和7年度当初予算額は2,300万円、前年度と比較し、108万2,000円の増額、増減率は4.9%となっております。課税台数の微増が続いていることから、増収の見込みとなっております。

続いて、たばこ税です。令和7年度当初予算額は3,720万円、前年度と比較し、160万円の増額、増減率は4.5%となっております。当初予算の比較におきましては、増収となっておりますが、令和7年度のたばこ税は令和6年度実績により減少する見込みとなっております。

最下段、入湯税になります。令和7年度当初予算額は290万円、前年度と比較し、10万円の増額、増減率は3.6%となっております。来客数が増加傾向にあることから、増

収の見込みとなっております。

以上が、町税の概要になります。

続きまして、税務課所管部分の歳出についてご説明をいたします。

事業名、賦課徴収経費、本年度予算額3,326万3,000円でございます。町税の賦課徴収に要する経費を計上しており、主なものとして、町税の賦課徴収や滞納整理に係る電算経費のほか、固定資産の鑑定委託料などを計上しております。

税務課所管部分の説明は、以上でございます。

○住民課長（伊藤正典課長） 続きまして、住民課所管部分の説明をさせていただきます。

事業名、戸籍住民基本台帳費、本年度予算額3,591万6,000円でございます。事業説明欄の主なものは、戸籍関係では本年5月26日に施行予定の戸籍のふりがな記載に関わるものとして、指名確認のための通知書作成業務で379万9,000円、派遣業務425万3,000円、また戸籍システムの標準化に関するシステム対応業務899万8,000円、同クラウドサービス運用687万4,000円でございます。

住民基本台帳関係では、住民基本ネットワークシステムの運用業務671万8,000円、証明書等コンビニ交付サービスシステム運用業務336万4,000円、その他事業説明欄記載のとおりでございます。財源内訳の国支出金は、戸籍のふりがな記載や戸籍システム標準化に係る経費の受け入れを見込むものでございます。

続きまして、事業名、個人番号カード事業費、本年度予算額187万2,000円でございます。主なものは統合端末通信回線電子証明書関連事務、住基ネットワーク端末関連運用業務は、マイナンバーカードの電子証明書発行業務を外部委託するための費用でございます。

住民課所管部の説明は、以上でございます。

○産業課長（中山重徳課長） 続いて、産業課所管分について説明させていただきます。

事業名、農業委員会費、本年度要求額195万5,000円でございます。主に農業委員会委員9名、農地利用最適化推進委員5名の委員報酬のほか、毎月の総会開催案内の切手代など、事務的経費を計上したものでございます。

続いて、農業振興費、本年度要求額277万7,000円でございます。この予算は農業者団体の活動を支援する各農業団体への補助金をはじめ、経営所得安定対策や米の需給調整等の推進に要する事務的経費の補助金を計上しており、経営所得安定対策等推進事業補助金を特定財源としているものでございます。

事業名、農業経営基盤強化資金利子補給費、本年度要求額118万1,000円でございます。この予算は、農業生産基盤の充実を図る農業者を支援するための認定農業者特別融資制度資金に係る利子補給金を計上しているものでございます。

事業名、需給調整推進対策事業費、本年度要求額670万円でございます。需給調整推進対策費補助金は、麦や加工米といった需給調整や、水稻共同防除等への取り組みを行っ

たものに対する補助金を計上しているものでございます。

事業名、産業文化祭費、本年度要求額440万円でございます。この予算は、毎年3月に開催しています、伸びゆく木曾岬町のふれあい広場を実施する実行委員会への補助金を計上しているものでございます。

事業名、土地改良費、本年度要求額1,714万7,000円でございます。排水機場の集中管理システムに係る回線利用料の経費のほか、木曾岬町土地改良区への排水機場維持管理補助金を計上しているものでございます。

事業名、多面的機能支払事業費、本年度計画2,355万8,000円でございます。主に町内16地区と1組織で取り組んでおります、農地の維持向上などの活動に係る事業負担金を計上しているものでございます。多面的機能支払事業交付金を特定財源としており、その補助率は4分の3でございます。

事業名、地籍調査事業費、本年度要求額1,730万2,000円でございます。地籍調査事業委託料は、令和4年度に着手いたしました源緑輪中地区を計画しており、地籍調査認証事務支援及び電子化業務委託料では、源緑輪中地区の令和6年度調査分を計画しているものでございます。地籍調査事業補助金を特定財源としており、その補助率は4分の3でございます。

事業名、湛水防除費、本年度要求額825万円でございます。令和4年度に事業着手いたしました、近江島地区の事業費負担金を計上しているものでございます。

事業名、地域用水機能増進事業費、本年度要求額440万8,000円でございます。この予算は、水環境整備事業で整備したポケットパーク、遊歩道などの維持管理経費を計上しており、発生減対策用のポンプの電気代の他、委託料では、中央幹線排水沿いの遊歩道及びポケットパーク3か所の除草といった維持管理経費を計上しているものでございます。

事業名、用排水施設整備費、本年度要求額615万円でございます。この予算は、中央管線排水における機能回復のための長寿命化対策を実施するための、県営用排水施設整備事業に要する経費を計上しており、令和5年度に事業着手いたしました木曾岬幹線排水地区の事業費負担金を計上しているものでございます。

事業名、商工振興費、本年度要求額438万円でございます。この予算は、商工業の振興を図るため、商工会が行う事業を支援する商工会への運営補助金を主に計上しているものでございます。

事業名、観光費、本年度要求額1,751万円でございます。この予算は、町の観光資源であります。町道鍋田川線の桜並木の消毒や剪定伐採作業、桜の木を食い荒らすクビアカツヤカミキリの駆除経費のほか、町観光協会への補助金や木曾川の最上流の木祖村との交流事業に必要な経費を計上しております。財源には、みえ森と緑の県民税市町交付金、木曾三川水源地域対策基金助成金などを充当しているものでございます。

産業課所管分の説明は以上でございます。

○建設課長（伊藤雅人課長）　続きまして、建設課所管分となります。

事業名、農業集落排水事業費、本年度予算額6,750万円でございます。下水道事業会計の農業集落排水事業に対する補填財源でございます。

事業名、土木総務費、本年度予算額261万3,000円。土木業務に係る事務的経費全般を計上しており、土木積算におけるシステムやデータの使用料、社会基盤整備協会等の負担金、環境衛生改善機器等整備補助金を計上するものでございます。歳入内訳でございますけれども、建築基準法施行事務交付金や土地開発基金利子、国交省からの受託事業であります木曾川堤防清掃事業受託収入の一部を特定財源としております。

事業名、道路橋梁維持費、本年度予算額6,708万1,000円でございます。町道の維持修繕や施設の長寿命化を図るための費用を計上しており、橋梁の長寿命化対策としての橋梁点検業務委託及び橋梁修繕工事、また、毎年計上しております交通安全施設等の整備修繕工事費、町道除草業務委託費、鍋田川線の路面清掃を実施するものでございます。舗装修繕につきましては昨年度に引き続き、上藤里源緑線で実施する計画でございます。歳入内訳でございますが、交通安全対策特別交付金や道路占用使用料、国の補助金であります道路メンテナンス事業費補助金、このほか一般単独事業債や公共事業等債といった地方債を特定財源としております。

事業名、道路新設改良費、本年度予算額3,377万5,000円でございます。道路の新規整備や拡幅等の道路改良事業費を計上しており、主なものといたしましては上加路戸横断線において用地買収建物等の補償等を実施するための関係経費を計上するものでございます。歳入内訳でございますが、社会資本整備交付金、このほか地方債であります公共事業等債を特定財源としております。

事業名、河川総務費、本年度予算額539万1,000円。河川管理業務全般における活動費を計上しており、木曾川堤防除草業務委託料は国交省からの受託事業であります木曾川の堤防除草について沿線自治会に委託するものでございます。また、河川関係各種同盟会の負担金を計上しております。

事業名、都市下水路費、本年度予算額136万1,000円。都市下水路における維持管理修繕を行うもので、都市下水道維持管理作業業務委託料では、水路の除草や清掃を、都市下水路管理工事では、水路の修繕工事にかかる費用を計上するものでございます。

事業名、公共下水道費、本年度予算額1億6,320万円。下水道事業会計の公共下水道事業に対する補填財源でございます。

事業名、公園費、本年度予算額1,178万7,000円。グルービーパークや児童公園などの公園の維持管理、修繕を行うもので、前年度と同様に、都市公園管理業務委託料ではグルービーパークの管理業務を、児童公園等につきましても、遊具等の保守点検、便所清掃、樹木剪定、草刈などの委託料、遊具等の修繕工事費を計上しております。

事業名、住宅管理費、本年度予算額547万5,000円。住宅の耐震化や空き家の有効利用を促進するもので、主に住宅の耐震診断、補強設計、補強工事、除却に対する補助金や、空き家改修支援のための補助金を計上するものでございます。耐震診断につきましては3件、補強設計、補強工事、除却、空き家対策、耐震シェルター設置につきましてはそれぞれ1件を見込むものでございます。歳入内訳につきましては、国の補助金であります社会資本整備交付金や木造耐震に係る各種県補助金を特定財源としております。

建設課所管分は以上でございます。

○会計管理者（藤井光利会計管理者） 続きまして、会計課所管分について説明させていただきます。

事業名、会計管理費については、本年度予算額を127万9,000円とするものでございます。事業説明の主なものといたしまして、上から3行目の公金関連手数料といたしまして、公金の収納や振り込みに関する手数料を、この会計管理費において、会計予算計上するほか、口座データ伝送手数料として、一般のインターネットや政府間専用回線であるLGWAN回線を介して、各金融機関から収納情報データを得ることで、各税や料金の安定した収納管理に努めております。

その他の事業説明欄については、記載のとおりでございます。

会計課所管部分の説明は以上でございます。

○危機管理課長（坂倉丈夫課長） 続きまして、危機管理課所管部についてご説明させていただきます。

事業名、高度情報処理対策費、本年度予算額1億8,547万5,000円でございます。住民情報系及び内部情報系システムやネットワークセキュリティ機器、GISシステムの保守委託料及び使用料など、情報システムの適正な運用管理及びセキュリティ対策の強化に要する経費を計上しております。また、補正予算でもご説明させていただきましたが、国が示す標準準拠システムへの移行につきましては、国におけるシステム開発の遅れを受け、全体スケジュールの見直しを行い、今年度12月から事業に着手しているところであり、より早期の事業完了に向けて、継続して切れ目なく移行作業を進めていく必要があるため、自治体情報システム標準化対応業務委託料1億2,369万3,000円を当初予算に計上しております。なお、J-LIS交付金に対する、社会保障番号制度システム整備費補助金と、標準化対応業務に対するデジタル基盤改革支援補助金を特定財源として計上しております。

事業名、自主運行バス運行事業費、本年度予算額5,127万7,000円でございます。自主運行バスの修繕料や運転管理委託料、令和2年度から通常運行に使用しているリース車両3台と、町所有車両1台の新規リース化に伴う賃借料、スマートフォンやパソコンから位置情報を検索できるバスロケーションシステムの使用料など、自主運行バス事業に要する経費を計上しております。なお、バスの運賃収入である自主運行バス使用料を、

特定財源として計上しております。

事業名、地域BWA事業費、本年度予算額277万2,000円でございます。町内4か所に設置されていますBWA基地局の維持管理経費相当分の負担金を計上しております。なお、令和7年1月に事業開始から5年が経過し、1月以降の負担金について、月額単価が減額になったため、予算額が減額となっております。

事業名、消防事務委託事業、本年度予算額1億832万8,000円でございます。常備消防の消防事務を桑名市に事務委託するための委託料と、消防救急無線設備の管理に関する市町総合事務組合の負担金を計上しております。来年度は桑名市消防本部において、消防指令センターシステムの更新が行われることから、消防事務委託料の予算が増額となっております。なお、地方債を消防事務委託料の特定財源として計上しております。

事業名、消防団活動費、本年度予算額1,124万7,000円でございます。消防団員の出勤報酬や年額報酬、退団する消防団員への退職報償金、消防団員の公務災害補償及び退職報償金に備えた積み立ての掛け金、消防団員の活動実績や点検業務の報告事務などをデジタル化するアプリ、消防団ワークスのシステム使用料など、消防団活動に要する経費を計上しております。なお、消防基金からの退職報償金に係る消防団員等公務災害補償等受入金を特定財源として計上しております。

事業名、災害対策経費、本年度予算額3,653万8,000円でございます。災害時における職員の時間外勤務手当、保存期限を迎える避難者用の備蓄物資、ビケット、クラッカー類、リゾット米の購入費、防災行政無線設備、防災センターの保守委託料、屋外スピーカーなどの更新及び機能強化を図るための防災行政無線の長寿命化に要する経費、各家庭における防災対策用品の購入補助である防災対策事業補助金など、災害予防及び災害対策に要する経費を計上しております。なお、県からの防災地域減災力強化推進補助金や、三重県市町村職員互助会からの広域事業助成金、地方債などを特定財源として計上しております。

危機管理課所管部の説明につきましては、以上でございます。

○議会事務局長（多賀達人事務局長） 続きまして、議会事務局所管分についてご説明をさせていただきます。

事業名、議員報酬等、本年度要求額3,224万8,000円でございます。町議会議員8名の報酬や手当のほか、議員共済会の町負担金などを予算計上したものでございます。

次に、事業名、議会運営費、本年度要求額755万2,000円でございます。議会研修等に係る旅費をはじめ、公用車の維持管理費、車椅子用エレベーターや議場放送設備に係る保守点検委託、一般質問の映像配信に伴う委託料、政務活動費の交付金など、議会運営にかかる経費などを計上しているものでございます。

次に、事業名、議会広報費、本年度要求額173万4,000円でございます。議会だ

よりの年4回の定期発行分のほか、新春号や役員改選後の号外の印刷製本費など、議会広報紙にかかる経費を計上しているものでございます。

次に、事業名、文書広報費、本年度要求額442万円でございます。町広報紙に係る印刷製本費のほか、他市町や町内企業への広報紙の郵送代など町広報紙にかかる経費を計上しているものでございます。

次に、事業名、監査委員費、本年度要求額466万3,000円でございます。監査委員2名の委員報酬のほか、監査チームの補助員である派遣職員1名に係る委託料など、監査業務にかかる経費を計上しているものでございます。

以上、議案第20号の説明につきましては以上でございます。

○委員長（鎌田鷹介議員） 事務当局の説明が終わりましたので、ご質疑のある方はご発言ください。よろしいでしょうか。

○委員（古村護議員） 1点だけです。156ページですが、災害対策経費、この中で事業概要の中に各種防災対策を展開するということが書いてあった中で、当初予算の説明の中で、今年度は骨格予算の編成からということで、予算計上がされていないのかと思うのですが、防災訓練の経費の関係、昨日が3月11日で14年経ったことも考えながら見ている中、やはり防災訓練を毎年やってもらう必要があるという思いがします。さっき言ったように、骨格予算から今回がなかったのかもわからないですけど、次年度以降こういった訓練に関しては定常的に計上していただけるようなことを考えていただけませんか。いかがでしょうか。

○危機管理課長（坂倉丈夫課長） 今回の当初予算は骨格予算ということで、訓練も含めて政策的な予算に関しては、計上は見送りをさせていただいたところでございます。

また、ご指摘のように、訓練の経費につきましても、こういった訓練をしていくかということについても含めて、検討を重ねていきたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（鎌田鷹介議員） 古村委員、よろしいでしょうか。

○委員（古村護議員） 結構です。

○委員長（鎌田鷹介議員） 他に、ご質疑ございませんでしょうか。

○委員（服部英二夫議員） 127ページの近江島の排水機のところですけど、昨年より1,000万円近くの減の予算になっているのですが、これは、県か国からの予算の都合かわからないのですが、工事が遅れていくとか、そういう問題ではないですか。最初からの計画とおりはですか。

○産業課長（中山重徳課長） 7年度の予算の要求につきましては、一般的に6年度の補正も含めて、お話しされることが多くて、6年度の補正と7年度当初合わせると事業費全体で近江島は2億円の事業費がついております。この中で、補正予算については、1,200万円木曾岬町の負担分です。今回の7年度の当初分で800万円と事務費240万円

という形で、概ね例年とおりの予算規模となっております。

以上です。

○委員（服部英二夫議員） 消防のところ、150ページ前後と思うのですが、毎年ポンプ車の購入となっていたと思うんですけど、この3月の一般の予算には出てこないのですか。

○危機管理課長（坂倉丈夫課長） ポンプ車の購入に関しましては、令和4年度から計画的に順次進めさせていただいているところです。例年であれば、事業名、消防施設経費の中で計上させていただいていますが、今回骨格予算ということもありまして、ポンプ車購入の予算に関しては計上を見送りさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○委員（服部英二夫議員） 骨格でも、もう購入は決まっているものは、予算に上げてくるものではないのですか。補正であれば一緒かもしれませんが。

○委員長（鎌田鷹介議員） 答弁はよろしいですか。

○委員（服部英二夫議員） はい。

○委員長（鎌田鷹介議員） 他に、ご質疑よろしいでしょうか。

○委員（三輪一雅議員） 5ページですが、今、事業説明の中に上がっている予算だけでいくと、1,100万円程度だと思うのですが、残り400万円ぐらいの予算がよく見えてなくて、金額としては残としてはあるので、それはどのようなものに使われているのかを教えてください。

それと6ページですが、ふるさと納税の予算、今回頭出し的にあげてあるのかわかりませんが、以前、海苔のふるさと納税の商品があったと思うのですが、今はもうなくなってしまったということをお聞きしまして、せっかく人気があったのにこれらが採用されなくなってしまったのはどういうことか、経緯をお聞きしたいと思います。

それから143ページですが、これが補正ではほぼゼロになってしまったので、実績としては結局はほとんどないという予算になってくると思います。この中で、特にシェルターなどは、なかなか本当に使ってもらえないのか少ないのかなと思うのですが、実際、県の導入実績はあるのかなと思うのですが、そのあたりどういう状況かわかれば教えてください。

146ページですが、これ先ほどの補正でお聞きしたところにも関わってくるのかもわかりませんが、結果的にこれは今回もふるさと応援寄附金から繰り入れすることにはなっているのですが、これは、最終的には国からの支援というのは、結果的にはこないと考えているのか、その辺りも教えてください。

150ページですが、地域BWA事業の関係で、保守というかこの今の基地局の運用等々の負担金がかかなり削減されまして、安くなるという説明はあったのですが、もう一回詳細の説明を教えてください。どういうことから、これほど安くなるのだというこ

とをわかれば教えてください。

156ページ、これは結構です。以上でございます。

○総務政策課長（小島裕紹課長） まず、一般管理費の残部と申しますか事業説明欄に記載のないものについてでございますが、例えば、役務費ですとか事業費も一部を抜き出して、事業説明欄に記載をさせていただいているということで、固まって何かを漏らしているわけではなく、それぞれの部分で、ちなみに事業説明欄は行数が決まっております、これ以上書けないという部分もありますので、代表で書かせてもらっている状況でございます。

次のふるさとときそさき応援事業費の中の海苔の関係でございますけれども、これは、漁協さんが解散になった時に、伊曾島漁協さんの方で海苔が扱えるということになりまして、私どもとしましては、伊曾島さんの方に、ふるさと納税の海苔を展開をしてくれないかというお願いをさせてもらって、今でもお願いしておるのですけれども、伊曾島漁協さんの方から、お返事がいただけないという状況でございます、一つには梱包とか発送の業務が過多になるという部分と、桑名市さんの方で出しているのですけれども、そこに木曾岬町も入ってくるとなかなか業務的に難しいというような理由で、これまでずっと断られているような状況でございます。ですので漁協さんが解散となった以降、取り扱いができていない状況です。

ちなみに町内で生産されてる方も数件ありますので、実は個別に、その方にもお願いできませんかというお話をさせてもらったのですけれども、梱包ができないとおっしゃるのです。梱包だけ役場でやってくれというお願いをされたこともあったのですが、返礼品1業者さんに対して、役場の方がそこまでなかなかできないという状況もありますので、今のところ海苔の取り扱いができてない状況になっているということです。

○建設課長（伊藤雅人課長） 住宅管理費の中の各種補助金で、シェルターの設置補助金のご質問をいただいたのですけれども、そもそもこの補助金を三重県下の市町で導入しているところは、正確な数字は把握していませんが、ほぼすべての市町で、結構導入していて、数市町が導入していないという状況です。

ただ、実績となると、これも正確な数字はないのですけれども、県下で数件というところで、10件にも満たないという情報は掴んでおります。なかなか制度として難しいのかなというところはあるのですけれども、制度としてありますので、予算としては最低の1件というところで予算計上させていただいてるところです。

以上です。

○危機管理課長（坂倉丈夫課長） 高度情報処理対策費の標準化における国の支援ということですが、歳入内訳で記載のとおりデジタル基盤改革支援補助金、これが標準化に対する補助ということで国から支援を受けているところがございます。それで国の方からは、上限額1億2,378万8,000円、この額が、今回の標準化に関する補助の上

限度ということであるところからでございます。これに関して、今年度から令和8年度まで実施をしていくということですので、3か年にわたって、1億2,000万円ほどの補助を受けるということからでございます。

また、先日、国から令和7年度の地方財政の見通し、予算編成上の留意事項等についてということから通知がありまして、その中で、標準化に関してですが、この標準準拠システムへの移行に伴うシステム運用経費の増加分について、地方交付税措置を講ずることとしていることということから、こういった内容は示されていると。何らか、国からも支援をしていただければと考えております。

地域BWA事業費で、来年度、減額になっているということから、今回、設置から事業開始から5年が経過したということから、令和7年1月以降の分に関しては、これまで月額単価が59万9,500円ありましたものが、令和7年1月以降は23万1,000円に減額になるということから、これはやはり設置から5年が経過したということでもあって、当初、そういった計画で、負担金の見直しをするということから、今回の額を計上させていただいているということからでございます。

以上です。

○総務政策課長（小島裕紹課長） 一般管理経費のところから忘れていまして、コピー使用料とそれに関する用紙代が今回増額になっている部分がありまして、その部分は事業説明欄に記載がされていないので、そこが一番大きいというところからでございます。

以上です。

○委員長（鎌田鷹介議員） よろしいでしょうか。

○委員（三輪一雅議員） はい。

○委員長（鎌田鷹介議員） 他に、ご質疑よろしいでしょうか。

○委員長（鎌田鷹介議員） 他に、ご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（鎌田鷹介議員） ご質疑もないようですので、質疑を終わります。

次に、議案第24号、令和7年度三重県桑名郡木曾岬町土地取得特別会計予算についてを議題とします。

事務局に説明を求めます。

○総務政策課長補佐（中里満博課長補佐） 議案第24号、令和7年度三重県桑名郡木曾岬町土地取得特別会計予算について説明を申し上げます。

令和7年度三重県桑名郡木曾岬町の土地取得特別会計の予算は、次に定めるところによるというところからでございます。

第1条第1項では、歳入歳出予算の総額を300万円と定め、第2項では、予算の款項の区分と区分ごとの金額を第1表、歳入歳出予算に定めることを規定しているところからでございます。

歳入につきましては、諸収入から財産収入までの4つの款で構成されており、主なものは、和富地内の福祉施設への土地の貸付収入でございます。財産収入として263万円を計上しているものでございます。

次に、歳出についてでございます。歳出につきましては、事業説明書にて説明をさせていただきます。

事業名、財産管理費、本年度要求額は281万4,000円でございます。この予算は、保有財産の適正な運用及び管理業務を執行するための経費を計上している予算で、主なものは、福祉施設で貸付けに係る一般会計への繰出金263万2,000円で、その他につきましては、事業説明欄記載のとおりでございます。

以上、土地取得特別会計予算の説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○委員長（鎌田鷹介議員） 事務当局の説明が終わりましたので、ご質疑のある方はご発言ください。

よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（鎌田鷹介議員） ご質疑もないようですので、質疑を終わります。

次に、議案第25号、令和7年度三重県桑名郡木曾岬町下水道事業会計予算についてを議題とします。

事務局に説明を求めます。

○建設課長補佐（服部寿之課長補佐） 議案第25号、令和7年度三重県桑名郡木曾岬町下水道事業会計予算でございます。

第1条、下水道事業会計の予算は、次に定めるところによるものでございます。

第2条では、業務の予定量をお示ししており、（1）排水戸数は2,331戸、（2）年間処理水量は70万4,000立米を見込んでおります。（3）1日当たりに換算した平均処理水量は1,930立米となります。（4）主な建設改良事業としましては、東部地区クリーンセンターストックマネジメント耐震補強工事委託を実施する予定です。

第3条では、収益的収入及び支出を定めており、事業収益及び事業費用を4億551万円としております。

第4条では、資本的収入及び支出を定めており、資本的収入を1億2,654万2,000円、資本的支出を1億8,848万4,000円としております。

続きまして、予定キャッシュフロー計算書について説明させていただきます。当該年度における現金の獲得や支払い能力、資金に関する財務情報を表しています。下から3行目では、資金の増減額を記載しており、令和7年度末に資金が29万3,000円増加し、最下段、資金期末残高が1億350万3,000円になることを示しております。

次に、歳出予算書、事業説明にて説明させていただきます。

事業名、管渠費、本年度要求額1,912万9,000円でございます。この予算は、

下水道管路の経年劣化による事故の発生、機能低下などを予防するため、施設の点検、清掃及び修繕などの維持管理を行うための費用を計上するもので、マンホールポンプの電気代、西部地区の管路清掃業務等にかかる経費を計上するものでございます。

続いて、処理場費、本年度要求額1億8,647万5,000円でございます。この予算は、処理場の経年劣化による事故の発生、機能低下などを予防するため、施設の点検、修繕などの維持管理を行うための費用を計上するもので、処理場の電気代、各処理場の維持管理業務委託、汚泥の運搬及び処分、東部地区クリーンセンターのオーバーホール工事をはじめとする通常の維持管理業務に要する経費を計上するものでございます。

事業名、総係費、本年度要求額1,692万2,000円でございます。この予算は、下水道事業を円滑に活動するための経理事務などを計上するもので、主な業務として、経営戦略策定業務委託を計上するものでございます。

事業名、減価償却費、本年度要求額1億5,841万8,000円でございます。この予算は、現金支出を伴わない費用として、資産取得に要した経費を期間損益計算するものでございます。

続いて、事業名、施設費、本年度要求額1億3,942万円でございます。この予算は安定した排水処理を実施するため、管渠や処理場の改築や設備更新を行うための費用を計上するもので、東部地区クリーンセンターのストックマネジメント、耐震補強、水処理設備、電気設備工事に係る委託料や、西対海地地内で工事が進められております県道弥富停車場線の橋梁拡幅工事に伴い、仮設管の復旧工事費を計上するものでございます。

事業名、償還金、本年度要求額4,906万4,000円でございます。地方債に係る元金の償還でございます。

以上で、下水道事業会計予算についての説明を終わります。

よろしく願いいたします。

○委員長（鎌田鷹介議員） 事務当局の説明が終わりましたので、ご質疑のある方はご発言ください。

ご質疑よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（鎌田鷹介議員） ご質疑もないようですので、質疑を終わります。

次に、議案第26号、令和7年度三重県桑名郡木曾岬町水道事業会計予算についてを議題とします。

事務局に説明を求めます。

○建設課長補佐（服部寿之課長補佐） それでは、議案第26号、令和7年度三重県桑名郡木曾岬町水道事業会計予算でございます。

第1条、水道事業会計の予算は、次に定めるところによるものでございます。

第2条では、業務の予定量をお示ししており、（1）給水戸数は、2,519戸、（2）

年間総配水量は92万立米を見込んでおり、(3)1日当たりに換算した平均配水量は2,521立米となります。(4)主な建設改良事業としましては、耐震化計画に基づき、弘法池受水場の耐震補強設計を実施する予定です。

第3条では、収益的収入及び支出を定めており、事業収益を1億9,302万5,000円、事業費用を2億20万円としております。

第4条では、資本的収入及び支出を定めており、資本的収入を731万8,000円、資本的支出を2,272万7,000円としております。

続きまして、予定キャッシュフロー計算書について説明させていただきます。当該年度における現金の獲得や支払い能力、資金に関する財務情報を表しています。下から3行目では、資金の増減額を記載しており、令和7年度末に資金が1,017万8,000円減少し、最下段、資金期末残高が9億3,100万2,000円になることを示しております。

次に、歳出予算書、事業説明にて説明させていただきます。

事業名、原水及び浄水費、本年度要求額1億3,321万2,000円でございます。この予算は、安全な水の安定供給を行うため、県水の受水や水質検査、受水場の保守点検のための費用を計上するもので、弘法池受水場及び新輪受水場の電気料金や保守点検業務、水質検査、修繕工事などの通常の維持管理費用や、県水の受水費などを計上するものでございます。県水の受水量につきましては、92万立米を見込んでいます。

事業名、排水及び給水費、本年度要求額832万4,000円でございます。この予算は、配水管及び給水装置に付随する量水器の維持や配水管の漏水に対応するもので、漏水修繕工事費につきましては、近年の漏水実績を踏まえ、前年度から60万円の増を見込んでおります。量水器取替工事につきましては、本年度のメーター交換の予定であります366個分の工事費を計上するものでございます。

事業名、総係費、本年度要求額589万1,000円でございます。この予算は、水道事業を円滑に活動するために必要な事業活動費全般を計上するものでございます。

事業名、減価償却費、本年度要求額4,549万9,000円でございます。この予算は、現金支出を伴わない費用として、資産所属に要した経費を、期間損益計算するものでございます。

事業名、施設費、本年度要求額2,084万3,000円でございます。この予算は、安定した水供給を実施するため、配水管や給水施設の改築や設備更新を行うための費用を計上するもので、耐震化計画に基づき、弘法池受水場耐震補強設計業務、西対海地地内の老朽管布設替工事を実施するものでございます。

事業名、固定資産購入費、本年度要求額188万4,000円でございます。この予算は、量水器などの固定資産を購入するものでございまして、量水器購入費用として380個分を計上するものでございます。

以上で、水道事業会計予算についての説明を終わります。

よろしくお願いたします。

○委員長（鎌田鷹介議員） 事務当局の説明が終わりましたので、ご質疑のある方はご発言ください。

よろしいでしょうか。

○委員（三輪一雅議員） 9ページの消費税ですけれど、これほど少なくなるという理由を教えてください。

○建設課長（伊藤雅人課長） 補正予算の方で説明をさせていただきます。補正予算で確定見込みによって皆減をさせていただいております。それも含めまして、ここ数年来、消費税が確定申告すると還付というような状況が続いております。

そういったことから、この予算上で消費税の確定申告額を仮計算したところ、これくらいの予算規模でもっていけば大丈夫だろうというところで予算計上させていただいているところです。

○委員長（鎌田鷹介議員） よろしいでしょうか。

○委員（三輪一雅議員） 結構です。

○委員長（鎌田鷹介議員） 他に、ご質疑よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（鎌田鷹介議員） ご質疑もないようですので、質疑を終わります。

次に、議案第27号、木曾岬町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

事務局に説明を求めます。

○危機管理課長（坂倉丈夫課長） 議案第27号、木曾岬町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明させていただきます。

議案書ですが、木曾岬町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとするというものでございます。

提案理由でございます。非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が令和7年4月1日から施行されることに伴い、本条例の補償基礎額について、所要の改正を行うものであり、本条例の一部を改正するには、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を経る必要があることから、この議案書を提出するものでございます。

次に、改正の概略でございます。非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令は、非常勤消防団員や消防作業に従事したのもの等に対する、損害補償の額や内容等が定められており、具体的な内容につきましては、一般職の職員の給与に関する法律に規定されている俸給月額や一般職の地方公務員の補償制度等を参考に定められております。

今回、一般職の職員の給与に関する法律の改正により、公安職俸給表と扶養手当支給額

が改定されたことに伴い、令和7年2月21日に非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が公布され、損害補償額の算定基礎となる補償基礎額が改正されたことから、本条例を改正するものでございます。

具体的な内容につきましては、新旧対照表にて説明させていただきます。

第5条第2項において、消防作業従事者等に係る補償基礎額の最低額を9,100円から9,700円に、ただし書き中の最高額を1万4,200円から1万4,500円に改め、同条3項において、第1号配偶者に対する加算額を217円から100円に、第2号子供に対する加算額を333円から383円に改め、同条第4項において、標記の期間の表記を特定期間から当該期間に改めるものでございます。

また、非常勤消防団員と非常勤水防団員の補償基礎額を定める別表について、下線部のとおり、金額を改めるものでございます。

施行日につきましては、令和7年4月1日からの施行とするものでございます。

議案第27号の説明につきましては以上でございます。

○委員長（鎌田鷹介議員） 事務当局の説明が終わりましたので、ご質疑のある方はご発言ください。

ご質疑よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（鎌田鷹介議員） ご質疑もないようですので、質疑を終わります。

これまで個別に審査し、質疑をいただいて進めてきましたが、最後にこれまで議題となりました全ての議案について、再度ご質疑がありましたらご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（鎌田鷹介議員） ご質疑もないようですので、質疑を終結します。

質疑も出尽くしたと思いますので、これより討論、採決に入ります。

はじめに、議案第2号、令和6年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第7号）についての所管部分に討論があります方はご発言ください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（鎌田鷹介議員） 特に討論がないようですので、討論者なしと認め、これにて討論を終わります。

ご異議ございませんか。

〔「意義なし」の声あり〕

○委員長（鎌田鷹介議員） 異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

これより議案採決に入ります。

議案第2号を原案のとおり賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（鎌田鷹介議員） ありがとうございます。挙手全員です。よって、議案第2号

は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第6号、令和6年度三重県桑名郡木曾岬町下水道事業会計補正予算（第3号）について、討論があります方はご発言ください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（鎌田鷹介議員） 特に討論がないようですので、討論者なしと認め、これにて討論を終わります。

ご異議ございませんか。

〔「意義なし」の声あり〕

○委員長（鎌田鷹介議員） 異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

これより議案採決に入ります。

議案第6号を原案のとおり賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（鎌田鷹介議員） ありがとうございます。挙手全員です。よって、議案第6号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第7号、令和6年度三重県桑名郡木曾岬町水道事業会計補正予算（第2号）について、討論があります方はご発言ください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（鎌田鷹介議員） 特に討論がないようですので、討論者なしと認め、これにて討論を終わります。

ご異議ございませんか。

〔「意義なし」の声あり〕

○委員長（鎌田鷹介議員） 異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

これより議案採決に入ります。

議案第7号を原案のとおり賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（鎌田鷹介議員） ありがとうございます。挙手全員です。よって、議案第7号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第8号、木曾岬町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、討論があります方はご発言ください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（鎌田鷹介議員） 特に討論がないようですので、討論者なしと認め、これにて討論を終わります。

ご異議ございませんか。

〔「意義なし」の声あり〕

○委員長（鎌田鷹介議員） 異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

これより議案採決に入ります。

議案第8号を原案のとおり賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（鎌田鷹介議員） ありがとうございます。挙手全員です。よって、議案第8号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第9号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、討論があります方はご発言ください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（鎌田鷹介議員） 特に討論がないようですので、討論者なしと認め、これにて討論を終わります。

ご異議ございませんか。

〔「意義なし」の声あり〕

○委員長（鎌田鷹介議員） 異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

これより議案採決に入ります。

議案第9号を原案のとおり賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（鎌田鷹介議員） ありがとうございます。挙手全員です。よって、議案第9号は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第10号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、討論があります方はご発言ください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（鎌田鷹介議員） 特に討論がないようですので、討論者なしと認め、これにて討論を終わります。

ご異議ございませんか。

〔「意義なし」の声あり〕

○委員長（鎌田鷹介議員） 異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

これより議案採決に入ります。

議案第10号を原案のとおり賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（鎌田鷹介議員） ありがとうございます。挙手全員です。よって、議案第10号は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第13号、デジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、討論があります方はご発言ください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（鎌田鷹介議員） 特に討論がないようですので、討論者なしと認め、これにて

討論を終わります。

ご異議ございませんか。

〔「意義なし」の声あり〕

○委員長（鎌田鷹介議員） 異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

これより議案採決に入ります。

議案第13号を原案のとおり賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（鎌田鷹介議員） ありがとうございます。挙手全員です。よって、議案第13号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第14号、木曾岬町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について、討論があります方はご発言ください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（鎌田鷹介議員） 特に討論がないようですので、討論者なしと認め、これにて討論を終わります。

ご異議ございませんか。

〔「意義なし」の声あり〕

○委員長（鎌田鷹介議員） 異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

これより議案採決に入ります。

議案第14号を原案のとおり賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（鎌田鷹介議員） ありがとうございます。挙手全員です。よって、議案第14号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第17号、木曾岬町公共下水道条例の一部を改正する条例の制定について、討論があります方はご発言ください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（鎌田鷹介議員） 特に討論がないようですので、討論者なしと認め、これにて討論を終わります。

ご異議ございませんか。

〔「意義なし」の声あり〕

○委員長（鎌田鷹介議員） 異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

これより議案採決に入ります。

議案第17号を原案のとおり賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（鎌田鷹介議員） ありがとうございます。挙手全員です。よって、議案第17号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第18号、木曾岬町農業集落排水処理施設の管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、討論があります方はご発言ください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（鎌田鷹介議員） 特に討論がないようですので、討論者なしと認め、これにて討論を終わります。

ご異議ございませんか。

〔「意義なし」の声あり〕

○委員長（鎌田鷹介議員） 異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

これより議案採決に入ります。

議案第18号を原案のとおり賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（鎌田鷹介議員） ありがとうございます。挙手全員です。よって、議案第18号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第19号、木曾岬町水道事業の水道の布設工事監督者を配置する対象工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について、討論があります方はご発言ください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（鎌田鷹介議員） 特に討論がないようですので、討論者なしと認め、これにて討論を終わります。

ご異議ございませんか。

〔「意義なし」の声あり〕

○委員長（鎌田鷹介議員） 異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

これより議案採決に入ります。

議案第19号を原案のとおり賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（鎌田鷹介議員） ありがとうございます。挙手全員です。よって、議案第19号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第20号、令和7年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計予算についての所管部分で討論があります方はご発言ください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（鎌田鷹介議員） 特に討論がないようですので、討論者なしと認め、これにて討論を終わります。

ご異議ございませんか。

〔「意義なし」の声あり〕

○委員長（鎌田鷹介議員） 異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

これより議案採決に入ります。

議案第20号を原案のとおり賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（鎌田鷹介議員） ありがとうございます。挙手全員です。よって、議案第20号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第24号、令和7年度三重県桑名郡木曾岬町土地取得特別会計予算について、討論があります方はご発言ください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（鎌田鷹介議員） 特に討論がないようですので、討論者なしと認め、これにて討論を終わります。

ご異議ございませんか。

〔「意義なし」の声あり〕

○委員長（鎌田鷹介議員） 異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

これより議案採決に入ります。

議案第24号を原案のとおり賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（鎌田鷹介議員） ありがとうございます。挙手全員です。よって、議案第24号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第25号、令和7年度三重県桑名郡木曾岬町下水道事業会計予算について、討論があります方はご発言ください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（鎌田鷹介議員） 特に討論がないようですので、討論者なしと認め、これにて討論を終わります。

ご異議ございませんか。

〔「意義なし」の声あり〕

○委員長（鎌田鷹介議員） 異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

これより議案採決に入ります。

議案第25号を原案のとおり賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（鎌田鷹介議員） ありがとうございます。挙手全員です。よって、議案第25号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第26号、令和7年度三重県桑名郡木曾岬町水道事業会計予算について討論があります方はご発言ください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（鎌田鷹介議員） 特に討論がないようですので、討論者なしと認め、これにて

討論を終わります。

ご異議ございませんか。

〔「意義なし」の声あり〕

○委員長（鎌田鷹介議員） 異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

これより議案採決に入ります。

議案第26号を原案のとおり賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（鎌田鷹介議員） ありがとうございます。挙手全員です。よって、議案第26号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第27号、木曾岬町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について討論があります方はご発言ください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（鎌田鷹介議員） 特に討論がないようですので、討論者なしと認め、これにて討論を終わります。

ご異議ございませんか。

〔「意義なし」の声あり〕

○委員長（鎌田鷹介議員） 異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

これより議案採決に入ります。

議案第27号を原案のとおり賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（鎌田鷹介議員） ありがとうございます。挙手全員です。よって、議案第27号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

ここでお諮りいたします。

本会議で当委員会での議論並びに決定事項に係る委員会報告書の作成並びに委員会報告を私、委員長に一任していただくことで、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（鎌田鷹介議員） ありがとうございます。

異議なしの声がございましたので、私が委員会報告書の作成並びに委員会報告をさせていただきます。

これで本委員会に付託されました16議案の審査を終わらせていただきます。

次に、その他の項に移ります。

本委員会の所管事項等で何かございましたらご発言願います。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（鎌田鷹介議員） ご発言もないようですので、これにて本日の議事日程は全て終了いたしました。

これもちまして、本日の総務建設常任委員会を閉会いたします。長時間にわたりご審査ありがとうございました。

午前 11 時 38 分閉会

この会議録は、書記が記載したものであるが、この会議録の経過内容は正確であることを証するため、ここに署名する。

令和年月日

総務建設常任委員会

委員長

署名委員

署名委員
